

重要事項説明書

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 三幸福社会
所在地	〒674-0051 兵庫県明石市大久保町大窪3104-1
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 池田 ひとみ
連絡先	電話（078）934-0800 FAX（078）934-0830

2. 事業所の概要

事業所の名称	大久保苑
所在地	〒674-0051 兵庫県明石市大久保町大窪字大畑544-1
明石市長許可番号	2892000163
管理者の氏名	阿部 直樹
連絡先	電話（078）934-6400 FAX（078）934-3888

3. 事業の目的と経営理念、運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供することを目的とします。</li> </ul>
経営理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の皆様とのご縁を大切に、利用される方にとって価値あるサービスを提供します。</li> <li>・提供するサービスは、自然で心暖かいものをめざします。</li> <li>・サービスを通して、地域に信頼と安心をお届けします。</li> </ul>

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 大久保苑

運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三幸福社会では、地域の利用者の方々との出会いを大切に、「ここに来れば安心だ」と思っただけのような施設を目指しています。</li> <li>・私たちの提供するのは、「生きていてよかった」とほんの一瞬でも頬を緩めていただけるようなサービスです。</li> <li>・そのサービスは、「ごく当たり前のことを当たり前に」提供することです。決して、「いんぎんな」ものでも「ぞんざいな」ものでも「なれなれしい」ものでもありません。一人ひとりの職員の心暖かい気持ちを表現するものです。</li> <li>・利用者が困っておられるときには素早く対応し、利用者が希望されないことは押し付けません。その方にとっての「普通の生活」を実現しようと努力し、地域の信頼と安心をお届けするのが私たちのサービスです。</li> </ul>
-------	---

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	998.87㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 4階建
	延床面積	1446.68㎡
	利用定員	登録定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員 9名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	9	84.30㎡	12.04㎡

(3) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
食堂・居間	1	113.83㎡	
浴室・脱衣室	1	47.43㎡	
便所	4	22.9㎡	
事務室	1	47.55㎡	各施設共通

5. 職員体制

従業員の職種	員数	職務の内容	保有資格
管理者	1名	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。また法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。また、利用者がその有する能力に応じ	社会福祉士

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 大久保苑

		た自立した日常生活を営むことができるよう、生活 指導や介護に関する相談及び援助などを行います。	
計画作成担当者	1名以上	介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得て、介護計画を交付します。また実施状況の把握及び介護計画の変更を行います。	介護支援専門員
看護師	基準の人員以上	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理を行います。	看護師または准看護師
介護職員	基準の人員以上	介護計画に基づき、利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	介護福祉士など
宿直専門員	1名	宿直業務を行います。	介護福祉士など

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者 介護支援専門員 看護従事者 介護従事者	交替勤務【常勤】 ・早 出 7時～16時 ・日 勤① 8時～17時 ② 8時30分～13時 ③ 8時30分～17時30分 ④ 9時～18時 ⑤ 9時30分～18時30分 ・遅 出① 10時～19時 ・遅 出② 10時30分～19時30分 ・準夜勤 14時～23時 ・夜 勤 23時～翌8時 ・訪 問 8時～18時	交替 (年間104日)
看護従事者 介護従事者	交替勤務【非常勤】 ・早 出 7時～16時 ・日 勤① 8時～17時 ② 8時30分～13時 ③ 8時30分～17時30分 ④ 9時～18時 ⑤ 9時30分～18時30分 ・遅 出① 10時～19時 ・遅 出② 10時30分～19時30分 ・準夜勤 14時～23時 ・夜 勤 23時～翌8時	

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 大久保苑

	・訪問 8時～18時	
宿直専門員	・19時～翌8時まで	—

7. 営業日

営業日	年中無休	
営業日及び営業時間等	営業日 1年365日	営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス 基本	10:00～15:30
	泊まりサービス 基本	15:30～10:00
	訪問サービス	24時間
通常の事業実施地域	明石市全域	
定員	登録定員	29名
	通いサービス定員	18名
	宿泊サービス定員	9名

8. サービスの内容

<p>利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。</p> <p>※利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。</p>	
通いサービス	事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
訪問サービス	利用者宅を訪問して、食事や日常生活に関わるお手伝い、安否確認等、介護に関するご相談をお受けしてアドバイスをを行います。
宿泊サービス	ご希望に応じて急な宿泊へのニーズに対応します。

9. 利用料金

- 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護負担割合証に記載の割合となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- あなたがまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いになる場合がございます。償還払いとなる

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）大久保苑

場合、あなたが保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(1) 介護保険の給付対象となる利用料金

①基本料金（1ヶ月当たり）

区分	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
<input type="checkbox"/> 要支援1	3,564円/月	7,128円/月	10,692円/月
<input type="checkbox"/> 要支援2	7,202円/月	14,404円/月	21,606円/月
<input type="checkbox"/> 要介護1	10,804円/月	21,607円/月	32,410円/月
<input type="checkbox"/> 要介護2	15,878円/月	31,755円/月	47,632円/月
<input type="checkbox"/> 要介護3	23,097円/月	46,194円/月	69,291円/月
<input type="checkbox"/> 要介護4	25,492円/月	50,983円/月	76,474円/月
<input type="checkbox"/> 要介護5	28,107円/月	56,214円/月	84,321円/月

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

②初期加算（1日につき）

区分・内容	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
<input type="checkbox"/> 登録した日から起算して30日以内の期間	31円/日	62円/日	93円/日

③その他の加算（1ヶ月当たり）

加算	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
<input type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅰ)	951円/月	1,901円/月	2,851円/月
<input type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅱ)	920円/月	1,839円/月	2,758円/月
<input type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅲ)	785円/月	1,570円/月	2,355円/月
<input type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅳ)	476円/月	951円/月	1,426円/月
<input type="checkbox"/> 看護職員配置加算(Ⅰ)	930円/月	1,860円/月	2,790円/月
<input type="checkbox"/> 看護職員配置加算(Ⅱ)	724円/月	1,447円/月	2,170円/月
<input type="checkbox"/> 看護職員配置加算(Ⅲ)	496円/月	992円/月	1,488円/月
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	775円/月	1,550円/月	2,325円/月
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	662円/月	1,323円/月	1,984円/月
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	362円/月	723円/月	1,085円/月

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）大久保苑

<input type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1, 240円/月	2, 480円/月	3, 719円/月
<input type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	827円/月	1, 653円/月	2, 480円/月
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	104円/月	207円/月	310円/月
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円/月	21円/月	31円/月
<input type="checkbox"/> 訪問体制強化加算	1, 033円/月	2, 066円/月	3, 099円/月
<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算	67円/日	133円/日	199円/日
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	104円/月	207円/月	310円/月
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	207円/月	414円/月	620円/月
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	827円/月	1, 653円/月	2, 480円/月
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算（介護予防）	465円/月	930円/月	1, 395円/月
<input type="checkbox"/> 口腔・栄養スクリーニング加算	21円/回	42円/回	62円/回
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	207円/日	414円/日	620円/日
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算	42円/月	83円/月	124円/月

④介護職員等処遇改善加算

加算	加算率
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 149/1000
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 146/1000
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 134/1000
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 106/1000

（2）介護保険の給付対象とならない利用料金

内容	利用料	備考
食事の提供に要する費用	※1日あたり1, 650円 内訳) 朝食 370円 昼食 690円、 夕食 590円、	実費

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）大久保苑

宿泊に要する費用	1回 3,000円	実費
タオルセット・ボディーソープ等	1回あたり100円	実費
おむつ代	実費相当額	実費
ワタキュー業者依頼洗濯	1ネット700円（税抜き）	実費
利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合の交通費	片道1キロにつき20円	実費相当
その他	コーヒー1杯100円、行事参加費、作業活動費	実費

(3) 利用者負担金の支払い

- ・当施設は、ご利用者が指定する送付先に対し、当該月の料金の合計額の請求書及び明細書を、その翌月の15日までに送付します。ご利用者は、当施設に対し、当該月の料金の合計額をその翌月27日までにお支払いください。
- ・なお、支払い方法は、双方が合意した方法によります。

10. キャンセル料

- ・ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただきます。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただかなかった場合	食費の100%

11. 苦情等申立相談窓口

- ・当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、以下の相談窓口へご相談ください。  
また、ご意見箱での受付もいたしておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(1) 大久保苑の相談窓口

小規模多機能型居宅介護 大久保苑	苦情受付責任者 田路 哲也（法人本部） 苦情受付担当者 阿部 直樹（管理者）
所在地	〒674-0051 兵庫県明石市大久保町大窪字大畑544-1
連絡先電話番号	電話 (078) 934-6400 FAX (078) 934-3888

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 大久保苑

受付時間	9：00～17：00（年中無休）
------	------------------

（２）福祉サービスに関する相談窓口

窓口機関	兵庫県福祉サービス運営適正化委員会
所在地	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-18兵庫県福祉センター内
連絡先電話番号	電話 078（242）6868
受付時間	10：00～16：00（平日のみ）

（３）介護保険制度全般に関する相談窓口

窓口機関	兵庫県国民健康保険団体連合会
所在地	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
連絡先電話番号	電話 078（332）5617
受付時間	8：45～17：15（平日のみ）

窓口機関	明石市福祉局 高齢者総合支援室（介護保険）
所在地	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
連絡先電話番号	電話 078（918）5091
受付時間	8：55～17：40（平日のみ）

窓口機関	明石市福祉局 福祉施設安全課
所在地	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
連絡先電話番号	電話 078（918）5279
受付時間	8：55～17：40（平日のみ）

（４）その他の市区町村の方

※お住まいの地域の市町村役所の介護保険窓口で相談が出来ます。

1 2. 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画の作成

- ・ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画（以下「介護計画」という。）を、速やかに作成します。



- ・介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
  - ・ご利用者は、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ること出来ます。この場合、明らかに変更の必要のないとき、またはご利用者の不利益となる場合を除き、ご利用者の希望に沿うように介護計画を変更します。
  - ・介護計画を作成し、または変更した場合には、ご利用者およびご家族に対し、その内容を説明し同意を得ます。
  - ・ご利用者に対し、介護計画書が作成されるまでの間、ご利用者のその有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスの提供をします。
- 1 3. 介護サービス記録の保管
- ・ご利用者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から5年間保管します。
  - ・ご利用者またはご家族は、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、実費相当額を請求します。
- 1 4. 緊急時の対応
- ・ご利用者が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、主治医または協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置を講じます。
  - ・ご利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり、協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。
  - ・サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、協力機関の施設と連携・支援体制をとっていきます。
- 1 5. 事故発生時の対応
- ・サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 1 6. 利用者の尊厳
- ・利用者の人権、プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。
- 1 7. 損害賠償
- ・介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、ご利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることがあります。

- ・ご利用者の故意、重過失により居室または備品に通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用はご利用者に負担してもらいます。

#### 18. 損害保険への加入

- ・当施設は、万が一の事故発生に供えて、損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

#### 19. 身体的拘束等の禁止

- ・事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 20. 虐待防止に関する事項

- ・事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 21. 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 22. 認知症への対応力向上に向けた取り組み

- ・事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 大久保苑

に必要な措置を講じます。

23. 金銭等の管理

- ・ご利用者の現金及び預貯金につき、原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。

24. 秘密の保持

- ・当施設および従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得たご利用者、ご家族または身元引受人の秘密を保持します。
- ・従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者、ご家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ・ご利用者のよりよき介護のために、当施設内でご利用者、ご家族に関する情報を用いる場合には、予め文書により同意を得ることとします。
- ・ご利用者のよりよき介護のために、居宅介護支援事業者等必要な機関に対しご利用者、ご家族に関する情報を提供する場合には、予め文書により同意を得ることとします。

25. 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人 誠仁会 大久保病院
院長名	山村 誠
所在地	〒674-0051 明石市大久保町大窪2095-1
電話番号	(078) 935-2563
診療科	内科、外科、循環器科、整形外科、放射線科 他
入院設備	有

医療機関の名称	医療法人社団 医仁会 ふくやま病院
院長名	譜久山 仁
所在地	〒673-0028 明石市硯町2丁目5-55
電話番号	(078) 927-1514
診療科	内科、消化器内科、呼吸器内科、外科・整形外科 他
入院設備	有

医療機関の名称	医療法人 公仁会 明石仁十病院
院長名	小澤 一之
所在地	〒674-0074 明石市魚住町清水1871-3
電話番号	(078) 942-1921
診療科	内科、消化器科、呼吸器科、整形外科、泌尿器科 他
入院設備	有

26. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	石川歯科医院
院長名	石川 茂樹
所在地	〒674-0051 兵庫県明石市大久保大窪239
電話番号	(078) 935-6565
診療科	歯科
入院設備	無

27. 非常災害時の対策

災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途定める「大久保苑 消防計画」にのっとり対応を行います。</li> <li>・災害時の職員への連絡は、緊急連絡網により、各職員に伝達されます。</li> <li>・災害時は、全職員が施設に急行し、災害処置に当たります。</li> </ul>
平常時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途定める「大久保苑 消防計画」にのっとり年2回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施します。</li> <li>・訓練実施後は、消防署本部へ連絡します。</li> </ul>
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー設備 … 有</li> <li>・避難階段 … 有</li> <li>・避難口（非常口） … 有</li> <li>・自動火災報知設備 … 有</li> <li>・誘導灯および誘導標識 … 有</li> <li>・防火扉・シャッター … 有</li> <li>・屋内消火栓設備 … 無</li> <li>・屋外消火栓設備 … 無</li> <li>・非常通報設備 … 有</li> <li>・非常用電源設備 … 無</li> <li>・カーテン、布製ブラインド等は、防火性能のあるものを使用。</li> </ul>
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石消防署への届出日 令和1年9月1日</li> <li>・防火管理責任者：小谷 恵理子</li> </ul>

28. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和6年11月19日
第三者評価機関名	株式会社H. R. コーポレーション

評価結果の開示状況	WAMNET（実施した場合）
-----------	----------------

### 29. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

貴重品・現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、個人管理となっております。</li> <li>・貴重品、多額な現金は持ち込まないようお願いいたします。</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、個人管理となっております。</li> <li>・私物には、別途お願いいたします指定の場所に、名前をはっきり書いてください。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。</li> <li>・飲酒は時と場合によりますが、不健全な常飲はお断りします。</li> </ul>
電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話を利用される場合は、介護従事者にお申し出ください。事務室の電話を使用していただき、実費をご負担いただきます。</li> </ul>
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。</li> <li>・これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等其他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。</li> </ul>
金銭物品授受等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。</li> <li>・従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。</li> </ul>

### 30. 重要事項の変更

- ・介護報酬等変更があった場合、その内容を利用者やその家族に説明し、利用者やその家族に同意を得て、契約を継続とします。

